

## 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 日本政治学会は、日本政治学会倫理綱領の目的を実現するため、理事会の下に、倫理委員会（以下、委員会）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、理事長からの付託を受け、倫理等に関わる以下の事項を審議し、理事会に報告する。

- (1) 日本政治学会倫理綱領に違反すると疑われる行為
- (2) 本会の名誉を傷つける行為
- (3) 日本政治学会倫理綱領を実現するための、情報の収集、教育研修、調査、広報、その他ハラスメントの防止に必要な事項の調査、審議、企画に関すること。
- (4) その他、日本政治学会倫理綱領の目的を実現するために必要なこと

### (委員及び委員長)

第3条 委員は、理事長が指名し、理事会が承認した3名以上の理事から構成される。

2. 委員長は委員の中から理事長が指名し、理事会が承認する。

### (任期)

第4条 委員及び委員長の任期は2年とする。

### (委員会の運営)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

第6条 委員会審議の対象者は、委員会の定める期間内に理事会に対して不服を申し立てることができる。

### (行為への措置)

第7条 委員会は、審議を経て、以下の処分を理事会に対し提案できる。

- (1) 除名
- (2) 退会勧告
- (3) 会員資格の停止
- (4) 学会の役職就任、研究大会での登壇、年報・英文雑誌への論文投稿の3年間の自粛勧告

### (事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、日本政治学会事務局が委員会事務局となる。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行う。

(二〇一七年九月二十四日制定)

(二〇二〇年九月二七日改正)

(二〇二一年一月二一日改正)